平成２２年（フ）第５８号
沖縄県国頭郡本部町字嘉津宇336番地
債務者　比嘉美意子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２５１号
長野県上田市中野600番地　育英マンション202号
債務者　伊藤　紗織（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３６１号
兵庫県明石市大蔵谷字清水638番地の２　清水ハイツ103
債務者　内田　香子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
神戸市西区北山台１丁目２番24―106号、旧住所兵庫県三木市志染町広野１丁目117番地の１
債務者　中西　修二
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
神戸市西区北山台１丁目２番24―106号、旧住所兵庫県三木市志染町広野１丁目117番地の１
債務者　中西美貴代
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
兵庫県明石市大久保町江井島1793番地　セゾン江井島101号、旧住所兵庫県加古川市尾上町養田262番地の16
債務者　木原真由美（旧姓八田）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
神戸市西区森友１丁目160番地　グランドール森友305号、旧住所兵庫県明石市貴崎５丁目９番43号
債務者　石田　純次
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
兵庫県明石市小久保６丁目３番地の７　ドウハウス池田106号
債務者　若竹　明子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
大阪市東淀川区西淡路３丁目４番３―212号、旧住所兵庫県加古川市尾上町養田262番地の16
債務者　八田　英雄
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
兵庫県明石市林崎町３丁目502番地の２　明石林崎第２鉄筋２―203号
債務者　河村　俊朗
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
神戸市西区池上３丁目４番地の１　ナビオ神戸202号
債務者　石上　　武
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
神戸市西区神出町田井1117番地の１
債務者　田中　孝子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
佐賀県唐津市浜玉町東山田3245番地１
債務者　進藤　一良
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１６３号
鹿児島県鹿屋市新川町163番地24
債務者　溝口　憲作
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第９５４号
千葉県松戸市和名ケ谷985番地の４ウィズ松戸陽だまりの丘1212号
債務者　久住　有加
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９６０号
千葉県松戸市常盤平５丁目４番地の２　常盤平五香寮407号
債務者　上里　　隆
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部